

計算関係書類・財産目録の監査

監事は、計算関係書類（計算書類及びその付属明細書）及び財産目録を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない

（改正後社会福祉法施行規則第2条の27及び第2条の40第2項）。

- ・ 監事の監査の方法及びその内容
- ・ 計算関係書類が当該社会福祉法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見
- ・ 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由
- ・ 追記情報（会計方針の変更、重要な偶発事象、重要な後発事象などの事項のうち、監事の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容にうち強調する必要がある事項）
- ・ 監査報告を作成した日

事業報告等の監査

監事は、事業報告等（事業報告及びその付属明細書）を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない

（改正社会福祉法施行規則第2条の36）。

- ・ 監事の監査の方法及びその内容
- ・ 事業報告及びその付属明細書が法令又は定款に従い当該社会福祉法人の状況を正しく示しているかどうかについての意見
- ・ 当該社会福祉法人の理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実
- ・ 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及び理由
- ・ 内部管理体制の整備に関する決定又は決議の内容の概要及び当該体制の運用状況の概要（監査の範囲に属さないものを除く。）がある場合において、当該事項の内容が相当でないと認めるときは、その旨及びその理由 ※初年度は該当なし。
- ・ 監査報告を作成した日